

行政文書公開決定等審査報告書

令和3年6月22日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和3年1月8日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙参照
審 査 の 結 果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書が不存在であることを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和元年10月23日、審査請求人から、大和駅東側第4地区市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）に関するYAMATO文化森の建物価額の見積書など（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に情報公開請求（3件）がなされる。
- 2 同年11月6日、実施機関は、上記1の本件情報公開請求について、審査請求人に対し文書不存在を理由に行政文書非公開決定とし、非公開決定通知書を交付した。
- 3 同年11月11日、審査請求人から、本件対象文書について、実施機関に情報公開請求（4件）がなされる。
- 4 同年11月25日、実施機関は、上記3の本件情報公開請求について、審査請求人に対し文書不存在を理由に行政文書非公開決定とし、非公開決定通知書を交付した。
- 5 令和2年1月20日、審査請求人により本件審査請求がなされる。

第2 本件対象文書の内訳

本件において審査請求人による7件の情報公開請求の対象となった文書は次のとおりである。

- 1 対象文書①
「大和駅東側第4地区公益施設整備要求水準書」（平成24年2月）以外のもの
- 2 対象文書②
「大和駅東側第4地区公益施設整備要求水準書」（平成24年2月）に対応する設計図書
- 3 対象文書③
平成27年11月13日付「保留床譲渡変更契約」における「やまと芸術文化ホール」「駐車場」「大和市生涯学習センター」「大和市立図書館」「大和市屋内こども広場」の内装工事の追加及び一部設計変更による11億3636万6000円に係る仕様書
- 4 対象文書④
YAMATO文化森につき、平成27年11月13日に締結する「保留床譲渡変更契約」において内装工事の追加及び一部設計変更される「やまと芸術文化ホール」「駐車場」「大和市生涯学習センター」「大和市立図書館」「大和市屋内こども広場」に係る注文書、またはそれに類するもの
- 5 対象文書⑤
平成25年12月20日に認可された「大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業」における「やまと芸術文化ホール」「駐車場」に関する権利の価額の概算額6億3745万8936円に係る見積書
- 6 対象文書⑥
平成26年5月23日付「保留床譲渡契約」における「やまと芸術文化ホール」「駐車場」「大和市生涯学習センター」「大和市立図書館」「大和市屋内こども広場」の建

物価額 81 億 9500 万 8000 円に係る見積書

7 対象文書⑦

平成 27 年 11 月 13 日付「保留床譲渡変更契約」における「やまと芸術文化ホール」「駐車場」「大和市生涯学習センター」「大和市立図書館」「大和市屋内こども広場」の内装工事の追加及び一部設計変更による 11 億 3636 万 6000 円に係る見積書

第 3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

実施機関は、本件対象文書につき不存在を理由に行政文書非公開決定としているが、情報公開請求の対象となる行政文書の存否については、その存在を肯定する者（審査請求人）が負うことは当然であるところ、審査請求人がその存在を推認でき得る程度に証明を尽くした場合には、実施機関においてその不存在を立証すべきであって、その証明とは、単に保有していないでは足りないものである。

本件では、審査請求人は本件対象文書の存在を証明（推認による間接的証明）しているのであるから、実施機関において本件対象文書が不存在というのであれば、YAMATO 文化森の建物価額などの適正をどのようにして担保したのか、その説明（不存在の証明）が必要であるところ、実施機関は全く説明をしないのであるから、本件対象文書は理由の不備を事由に公開対象文書となるものである。

また、実施機関が主張するように本件対象文書が不存在であれば、本件事業における実施機関所有の保留床及び権利床の各価額の適正を担保していないといわざるを得ず、このことは、結果において違法な公金の支出となるところ、実施機関においてそのような違法を行うことはあり得ないことから、本件行政文書は存在しているはずなのである。

2 実施機関の主張の要旨

本件対象文書は、実施機関とは別法人である大和駅東側第 4 地区市街地再開発組合（以下「本件再開発組合」という。）が施行する本件事業に係る文書であるところ、実施機関は保有していない。

したがって、本件対象文書は不存在であり、本件非公開決定したものである。

第 4 当審査会の判断

1 判断枠組み

本件においては、実施機関は対象文書の不存在を理由に非公開処分をしているのであるが、大和市における情報公開制度を規律する大和市情報公開条例第 11 条 4 項は、文書不存在を理由とする非公開処分の場合には、理由付記を必須条件としておらず、事案の性質に応じて理由の付記の要否が異なると解すべきである。

本件については、実施機関の側が文書不存在を積極的に立証すべき事情が見当たらないことに鑑みて、文書の存在を主張する審査請求人の主張に本件対象文書の不存在

を覆すに足りる合理的な理由があるかについて検討する。

2 審査請求人の主張と本件各対象文書について

(1) 権利床価額及び保留床価額に関する対象文書①②⑤⑥について

この点についての審査請求人の主張は、実施機関は YAMATO 文化森における権利床価額を約 6 億円、保留床価額を約 8.1 億円と特定（同意）するものであるが、YAMATO 文化森の設計に関する具体的な資料である対象文書①や、設計図書である対象文書②や、見積書である対象文書⑤、及び権利床価額及び保留床価額の積算資料といった対象文書⑥を保有せずに、実施機関は権利床及び保留床の各価額の適正を担保できない以上、本件対象文書は存在するというものである。

審査請求人の主張に関し、まず権利床及び保留床の各価額の積算主体について検討するに、都市再開発法第 7 2 条に基づき本件再開発組合が権利変換計画を定めているのであり、権利床及び保留床の各価額は権利変換計画に含まれるところ、権利床及び保留床の積算主体は本件再開発組合であるということがいえる。ここにおいて、実施機関は地権者として権利床を取得するとともに、保留床として本件建物の区分所有権の一部及び当該区分所有権に係る本件建物の敷地の共有持分権を本件再開発組合から取得するという立場にとどまるものといえる。

次に、本件再開発組合が権利変換計画において積算する権利床及び保留床の各価額について検討する。この点につき、実施機関の主張によれば次のとおりである。すなわち、本件再開発組合は、権利変換計画を作成するにあたり、従前資産を、近傍類似の土地又は近傍同種の建築物の取引価格等を考慮して定める相当の価格で評価することとし、不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼したとのことである。そして、不動産鑑定業者はこの依頼を受け、従前資産の評価額について鑑定を行い、「不動産鑑定評価書」を作成し本件再開発組合に提出したこと、及び本件再開発組合は、この鑑定評価をもとに、権利変換計画における権利床及び保留床の価格を決定しているとのことである。

以上の実施機関の主張は、事実として不自然ではなく合理性があると評価できるところ、権利床及び保留床の各価額については本件再開発組合が権利変換計画において適正に積算していることが推測できるのであって、実施機関が対象文書①②⑤⑥を保有していないことが不合理であるとはいえない。

そうであるとする、審査請求人の主張に対象文書①②⑤⑥の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるとはいえない。

(2) YAMATO 文化森の工事費増加分に関する対象文書③④⑦について

この点についての審査請求人の主張は、対象文書③④⑦は、YAMATO 文化森の工事費増加分である約 1.1 億円の拠出根拠となるものであり、実施機関が適法に事務事業を実施しているというのであれば、対象文書③④⑦は財務会計上の根拠資料として実施機関が保有するものとして存在しているはずである、というものである。

しかし、実施機関は、保留床譲渡変更契約に基づき工事費増額分に相当する額を本件

再開発組合に対して支出しているのであって、審査請求人が主張するように、対象文書③④⑦を財務会計上の拠出根拠としていないことが認められる。

そうであるとする、実施機関が対象文書③④⑦を保有していないことも何ら不自然・不合理ではなく、この点からも審査請求人の主張に対象文書③④⑦の不存在を覆すに足りる合理的な理由があるとはいえない。

3 結論

上記のように、本件においては、審査請求人の主張に対象文書が不存在であることを覆すに足りる合理的な理由はなく、実施機関がした本件処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

第5 審査の経過

令和 3年 1月25日 第1回審議

令和 3年 5月17日 第2回審議（結審）